

議案第78号

調布市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月2日

提出者 調布市長 長友 貴樹

提案理由

地方税法の一部改正を踏まえ、行政財産の使用料に係る延滞金の割合の特例を改めるため、提案するものであります。

調布市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

調布市行政財産使用料条例（昭和47年調布市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市行政財産使用料条例附則第3項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。